

国家発展改革委員会の主要職責、 内設機構および人員編成の規定

2008年9月3日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

国家発展改革委員会の主要職責、内設機構および人員編成の規定

第十一回全国人民代表大会第一回会議が批准した国務院機構改革法案および「機構設置に関する国務院の通知」（国発〔2008〕11号）に基づき、国家発展改革委員会を設立し、国務院の組織部門とする。

一、職責調整

（一）ミクロ管理事務および具体的な審査批准事項を削減する

1、投資体制改革を深化し、企業投資の主体的な地位を更に確立させ、地方政府及び業種管理部門が投資管理方面において更にその力を発揮できるようにする。

投資調整削減認可目録をすみやかに改訂し、国家認可項目の規模（限度額）基準を大幅に引き上げ、投資審査範囲を縮小し、投資審査権限を下部に委ねる。今後、この要求に則り2年に一度改訂を行う。

国家計画内および年度計画規模内の固定資産投資項目は、国務院の審査・認可あるいは国家発展と改革委員会の審査・認可を必要とする少数を除き、異なる状況ごとに地方政府、業種管理部門より審査・認可するか、あるいは企業が自主的に決定する。

中央政府が補助する地方の多数、広範囲、多量、単項資金が少ない等のプロジェクトは、国家発展及び改革委員会と業種管理部門共同で投資目標・原則・基準等を確定し、監督検査を強化し、具体的な項目については地方政府が処理を行う。

2、地方計画および特別項目計画、特別項目産業政策は、規定に基づき国務院に審査申請する以外、地方政府および業種管理部門が国家計画と政策の指導の下、それぞれに制定する。

3、エネルギー業種管理に関する職責を国家エネルギー局へ引き渡す。具体的に、エネルギー発展戦略・計画・政策の立案と関連体制改革の意見提起、石油・天然ガス・石炭・電力等エネルギーに対する管理の実施、国家石油の備蓄管理、新エネルギー開発およびエネルギー業種のエネルギー節約に関する政策措置の提起、エネルギーの国際協力展開を分離する。

4、工業業種管理および情報化に関する職責を工業・情報化部へ引き渡す。具体的に、工業発展戦略の研究提出、工業業種計画及び産業政策の立案と実施、工業業種技術法規および業種基準の立案への指導、国務院が規定する権限に基づく国家計画内および年度計画規模内の工業・通信業及び情報化固定資産投資プロジェクトへの審査・認可、高度技術産業における生物医薬・新素材等に関わる規則・政策・基準の立案と実施、設備製造業に対する指導と調整振興、および国家の重大技術設備規則の編成ならびに関連政策の調整、工業日常運営の監督測定、工業・通信業のエネルギー節約と資源の総合利用および衛生生産の促進業務、中小企業に対する指導および扶助、国務院企業負担削減部間連合会議の日常業務、国家が履行する「化学兵器禁止公約」および希土類業種発展・製塩業行政管理・国家医薬備蓄管理の業務、国家たばこ専売局管理を分離する。

5、「国家発展と改革委員会および国務院関連部門定価目録」を改訂し、中央政府の定価権利を縮小あるいは下部に委ねる。

6、国務院が取り消しを公布した行政審査批准項目を取り消す。

(二) マクロコントロールの強化

重要点は以下のとおりである。

国民経済および社会発展戦略・全体計画・年度計画の立案と実施。国民経済の総合的バランスコントロールと国家経済安全の保護。経済運営監視の強化と経済運営上の重要課題の調整解決。投資マクロ管理の強化と全社会投資の総規模のコントロール。価格管理の改善と価格全体レベルのコントロール。マクロ経済と社会発展の予測および情報案内の強化と拡大開放条件下の国内経済の調和的発展能力の強化、ならびに地域の協調発展促進による地域間発展格差縮小の推進。経済体制改革に対する指導推進および総合調整と総合的経済体制改革の計画案配、特別項目経済体制改革の調和推進。

(三) 職責の合併

1、元国務院西部地区開発指導グループ事務室の職責を国家発展改革委員会へ合併する。

2、元国務院振興東北地区等旧工業基地指導グループ事務室の職責を国家発展改革委員会へ合併する。

二、主要職責

(一) 国民経済および社会発展戦略、中長期計画および年度計画を立案・実施する。経済社会発展を調整・計画案配し、国内外の経済情勢を研究、国民経済発展・価格総合レベルコントロール及び重大な経済構造の改善の目標・政策を提起する。各種経済手段および政策の総合運用についての意見を提起し、国務院の委託を受け全国人大に向けて国民経済および社会発展計画の報告を提起する。

(二) マクロ経済および社会発展情勢の監視を担当し、情勢予測および情報案内の責任を負う。マクロ経済の運行、総量バランス、国家経済安全および全体産業安全等重要課題を研究し、マクロコントロール政策意見を提起する。経済運営上の重要課題を調整解決し、経済運営を調節する。重要物資の緊急調達および交通運輸調整を担当する。

(三) 財政・金融等方面状況の分析の取りまとめを担当し、財政政策、貨幣政策および土地政策の制定に参与する。価格政策を立案・実施する。財政・金融・土地政策の実行効果を総合的に分析し、価格政策の実行を監督検査する。一部の国家管理下の重要商品価格および重要料金基準の制定と調整を担当する。法に基づき価格違法行為および価格独占行為等を取り締まる。全口径（合法で計画的な政府収入の合計）外債総額のコントロールおよび構造の改善と監視業務を担当し、バランスのよい国際収支を促す。

(四) 経済体制改革の指導促進と総合調整を担当し、経済体制改革および対外開放の重要課題を研究、総合的経済体制改革法案を立案、関連特別項目経済体制改革法案を調整、関連部門間で重要特別項目経済体制改革の間との整合性、経済体制改革の試験範囲および改革試験区の業務を指導する。

(五) 重大建設プロジェクトおよび生産力配置を担当し、全社会固定資産投資総規模および投資構造のコントロール目標・政策・対策を立案、平均需要と関連し中央政府投資および重要プロジェクトに関わる特別項目計画の処置を行う。中央財政の建設資金を手配、国务院の規定する権限に基づいた審査批准・認可を行い、重要外資プロジェクト、国外資源開発類の重要投資プロジェクトおよび高額投資プロジェクトの認可を行う。国外貸付建設資金の使用について指導と監督を行い、民間投資の方向を導き、外資および国外投資利用の戦略・計画・総額バランスと構造改善の目標および政策を研究し提起する。重要プロジェクト視察の組織展開を行う。工程指導諮詢業が発展するよう指導する。

(六) 経済構造戦略的調整を推進する。総合的産業政策を立案し、第一・第二・第三産業発展の重要課題の調整、また関連する発展計画と重要政策のバランス調整を行い、国民経済および社会発展の計画との関連付けとバランス調整を行う。農業・農村経済社会発展の重要課題を調整する。関連部門とともにサービス業発展の戦略と重要政策を立案し、現代物流業の発展戦略・計画ならびに高科学技術産業の発展と産業技術進歩の戦略・計画・重要政策を立案し、重要技術設備の普及応用等方面における重要課題を調整する。

(七) 主体機能区域の計画の組織編制および監督測定評価を担当し、地域調整発展および西部地区開発の立案、東北地区等旧工業基地の振興、中部地区勃興の戦略・計画・重要政策の促進、都市化発展戦略および重要政策の研究と提出を行い、地域経済協力の全体計画調整を請け負う。

(八) 重要商品総量のバランスとマクロコントロールを担当し、重要農産物・工業製品・原材料の輸出入総量計画を編成し監督実行を行う。経済運営状況に基づき輸出入総量計画に対し調整を行い、国家戦略物資備蓄計画を立案し、国家戦略物資の保存・使用・流用・管理を組織し、関連部門とともに国家の糧食・綿花・砂糖等の備蓄について管理を行う。

(九) 社会発展および国民経済発展の政策の整合を担当し、社会発展戦略・全体計画・年度計画を組織立案し、人口抑制計画および科学技術、教育、文化、衛生、民政等の発展政策の立案に参加し、社会事業建設を推進し、就業促進・収入分配調整・社会保障改善および経済調整発展の政策意見を研究提出し、社会事業発展および改革における重要課題ならびに政策を調整する。

(十) 持続的発展戦略を推進し、省エネルギー・排出量削減を総合的に協調する業務を担当し、

循環型経済の発展、全社会の省エネルギーと総合的な利用計画・政策を立案および調整実行し、生態建設・環境保護計画の編成に参加し、生態建設・エネルギー資源節約ならびに総合利用の重要課題を調整し、環境保護産業および衛生産業促進関連業務を総合的に調整する。

(十一) 気候変化対応の重要戦略・計画・政策を組織立案し、関連部門と共同で先頭に立って気候変化国際談判に参加し、国の国連気候変化枠組条約履行の関連業務を請け負う。

(十二) 国民経済・社会発展・経済体制改革ならびに对外开放する関連法律法規草案を起草し、部門規則を制定する。規定に従い全国の入札と公募の関連業務を指導、調整する。

(十三) 国民経済動員計画を組織編制し、国民経済動員と国民経済・国防建設の関係を研究し、関連の重要課題を調整し、国民経済動員関連業務を実施する。

(十四) 国家国防動員委員会に関連する具体的業務ならびに国務院西部地区開発指導グループ・国務院東北地区等旧工業基地振興指導グループ・国家気候変化対応および省エネ・廃棄物排出量削減指導グループの具体的業務を請け負う。

(十五) 国務院から渡されたその他の事項を請け負う。

三、内部機構

上記職責に基づき、国家発展と改革委員会は 28 の内部機構を設ける。

(一) 弁公庁

電文・会議・機密・記録書類の作成等機関の日常営業業務、ならびに情報・安全守秘・投書・政務公開業務、機関財務・資産管理・内部監査等業務を担当。

(二) 政策研究室

重要文書の起草、経済社会発展・改革開放・国際経済の重要課題の組織研究、プレスリリースおよび情報案内等の業務を担当。

(三) 発展計画司

国民経済および社会の発展戦略、生産力配置計画の意見提起、国民経済および社会の中長期発展・総量バランスならびに構造調整の目標と政策の提起を行う。国民経済および社会発展中長期計画・全国主体機能区域計画の立案、また計画実施状況に対する監視評価の実施。都市化推進の発展戦略および重要政策措置の提起。経済社会発展の重要特別項目計画および区域計画の計画案配と調整。

(四) 国民経済総合司

マクロ経済情勢および国際経済発展変化の監視分析、マクロ経済および社会発展の情勢予測を行う。総量バランスの研究、マクロコントロールの目標及び各種経済手段と政策運用の意見提起。マクロコントロール政策評価の展開。年度国民経済および社会発展の計画立案。年度重要商品バランスの総量目標と関連政策の意見提起。国家重要物資備蓄政策の意見提起。国家重要物資備蓄計画の立案と調整。国家経済安全および全体産業安全戦略ならびに政策の研究と意見提起。

(五) 経済運営調整局

経済運営情勢監視と関連政策意見の提起。経済運営における重要課題の調整解決、石炭・電気・石油・ガスおよびその他重要物資の緊急調達ならびに交通運輸調整。関連の重要突発事故への組織対応、重要応急物資備蓄の手配および国家物資備蓄流用の意見提起。

(六) 経済体制総合改革司

経済体制改革および対外開放の重要課題研究、経済体制改革の指導推進および総合調整を行う。総合的経済体制改革法案の組織立案、委員会内司局及び関係部門が立案する特別項目経済体制改革方案の研究へ参与・協調。特別項目経済体制改革推進の調整。経済体制改革の試験範囲および改革試験区の業務指導。経済体制改革における重大問題の調整解決。

(七) 固定資産投資司

全社会の固定資産投資状況の監視分析、全社会固定資産投資総規模および投資構想のコントロール目標・政策・措置の立案を行う。固定資産投資管理の関連法律法規草案の起草。投資体制改革深化の意見提起および投資認可目録改訂の意見提起。中央財政建設基金の手配と国务院規定の権限に基づく重要建設プロジェクトの審査。工程指導諮詢業が発展するよう指導する。

(八) 外資利用・国外投資司

国際資本動態および外資利用と国外投資状況の総合分析を行う。外資利用および国外投資の戦略・計画・総合バランス・構造改善についての目標・政策の提起、関連重要政策の調整。全口径外債総量のコントロールおよび構造の改善と監視業務。関連方面とともに国際金融組織・外国政府貸付計画の立案、重要予備選択プロジェクトの提起。関連方面とともに外商投資産業指導目録の立案。国务院の規定する権限に基づく外商投資重要プロジェクト、国外資源開発類の重要投資プロジェクトおよび高額投資プロジェクトの認可。

(九) 地域経済司

地域経済発展計画の組織立案、地域経済発展の重要政策の提起を行う。国土整備・開発・利用・保護政策の調整、土地政策立案への参与。ならびに水質資源バランス調整・節約計画と生態建設・環境整備計画編成への参与。主体機能区域計画の実施。地域経済協力の指導。旧地区・少数民族自治区・辺境地区・貧困地区経済開発計画および就労手段での救済計画の指導。中部地区勃興の戦略・計画・重要政策の促進、重要プロジェクト配置意見の提起と実施、ならびに中部地区内外の調整協力および関連構造建設の推進。

(十) 西部開発司

西部大開発戦略・計画・重要政策の組織立案、ならびに関連重要課題の調整を行う。西部地区の重点基礎設備建設・生態環境建設・重要プロジェクト配置等の意見提起と調整実施。

(十一) 東北振興司

東北地区等旧工業基地振興の戦略・計画・重要政策の組織立案、ならびに関連重要課題の調整を行う。旧工業基地の調整改造・資源型都市の持続的発展・重要プロジェクト配置等の意見提起と調整実施。

(十二) 農村経済司

農業および農村経済発展状況の総合分析、農村経済発展戦略・体制改革および関連政策の意見提起、ならびに農業及び農村经济社会発展の重要課題の調整を行う。農業・林業・水利・気象等の発展計画・政策の関連付けとバランス調整、重要プロジェクト配置の意見提起と調整実施。

(十三) 基礎産業司

エネルギー・交通運輸発展計画および国民経済・社会発展計画の整合性とバランスを調整。エネルギーおよび交通運輸運営状況の総合分析、ならびに関連重要課題の調整、関連政策意見の提起。

(十四) 産業調整司

工業およびサービス業発展の重要課題の総合分析、総合的産業政策の組織立案、ならびに総合的政策意見の提起を行う。工業・サービス業の発展計画ならびに国民経済および社会発展計画の整合性とバランスを調整。重要技術設備普及応用および重要産業基地建設の調整。関連方面とともにサービス業の発展戦略および重要政策の立案、サービス業発展における重要課題の調整。

(十五) 高科学技術産業司

高科学技術産業および産業技術発展情勢の総合分析、ならびに高科学技術産業発展・産業技術進歩の戦略・計画・重要政策の組織立案を行う。高科学技術産業化関連業務の遂行、重要産業化モデル工程。情報化発展計画と国民経済および社会発展計画の整合性とバランスを調整。技術更新および産業学研連携の組織推進。国民経済新産業の形成の推進。

(十六) 資源節約・環境保護司

经济社会および資源・環境調整発展の重要戦略課題の総合分析を行う。エネルギー資源節約および综合利用・循環経済発展の計画、政策措置の組織立案と調整実施、環境保護計画編成への参与。環境保護産業および衛生産業促進関連業務の調整。重要エネルギー節約・排気削減のモデル工程および新製品・新技術・新設備の普及応用の組織調整。国家気候変化対応およびエネルギー節約排気削減指導グループにおけるエネルギー節約・排気削減関連の具体的業務。

(十七) 気候変化対応司

気候変化の经济社会発展への影響の総合分析、気候変化対応の重要戦略・計画・重要政策の組織立案を行う。国の国連気候変化枠組条約履行の関連業務。関連方面との気候変化国際談判への参加。気候変化対応国際協力および能力建設の調整展開。衛生発展構造業務の実施。国家気候変化対応および省エネ・廃棄物排気量削減指導グループにおける気候変化方面関連の具体的業務。

(十八) 社会発展司

社会発展戦略の総合提起、社会発展計画および年度計画の組織立案を行う。人口抑制計画・科学技術・教育・文化・衛生・体育・メディア・旅行・民政等の発展政策の調整。社会事業建設の推進。社会事業発展及び改革における重要課題の調整。

(十九) 就業収入分配司

就業と人材資源・収入分配と社会保障状況の総合分析、就業促進・収入分配調整・社会保障改善と経済協調発展の戦略および政策意見の提起を行う。関連体制改革の推進、ならびに関連重要課題の調整解決。

(二十) 経済貿易司

国内外市場状況の監視分析、重要商品総量バランスおよびマクロコントロール関連業務を行う。重要農作物・工業品・原材料輸出入総量計画の組織立案および監督執行、経済運行変化に基づく計画調整意見の提起。関連方面との国家の食糧・綿花・砂糖等の備蓄に対する管理。現代物流業発展戦略及び計画の立案、流通体制改革における重要課題の調整。

(二十一) 財政金融司

全社会資金バランスの研究分析を行う。財政政策・貨幣政策および財政・金融体制改革等の問題研究、ならびに財政政策および貨幣政策実行状況の分析と意見提起。直接融資の発展戦略・政策意見の提起、分業による非上場会社発行企業債権の認可、産業投資基金および創業投資の発展及び制度建設の推進。

(二十二) 価格司

価格総レベル変動の監視予測、価格総レベルコントロール目標および政策と価格改革意見の提起を行う。価格・料金関連方面の政策および法規草案の起草。政府価格管理の範囲・原則・方法および政府定価目録の改訂意見の提起。重要商品価格・料金政策の立案および中央政府管理の商品価格・料金基準調整。重要農産物・重要商品・サービスのコスト調査。

(二十三) 価格監督検査司

価格監督検査法規草案および定款の起草を行う。価格監督検査業務の指導、価格検査の実施、法に基づく商品価格・サービス価格・国家機関料金における価格違法行為の取り締まり、ならびに価格独占行為の取り締まり。規定に基づく価格処罰の再議案件および起訴案件の受理。

(二十四) 法規司

法律法規草案および定款の起草を行う。機関関連の規範性文書の合法的審査業務を担当。関連する行政再議・行政応訴業務。規定に基づく入札と公募業務の協調。

(二十五) 外事司

関連国際組織・外国政府部門および機構との合作に関する業務を担当。関連司への協力として重大渉外プロジェクトの推進。国際経済調査研究の展開。機関の日常外事業務。

(二十六) 人事司

機関および直属部門の人事管理・機構編成・チーム構築等の業務を担当。

(二十七) 国民経済動員事務室

国民経済動員計画の組織立案を行う。国民経済動員と国民経済・国防建設の関係の研究、関連重要課題の調整。国民経済動員関連業務の実施。国民経済平戦（平和期と戦争期）転換能力構築の調整。

(二十八) 重大項目査察特派員弁公室

重要建設プロジェクトに対する査察の組織展開を行う。関連業種および地方が国家投資政策および規定の実行状況に対する追跡検査。中央財政建設資金投資処理の実施状況に対する監督と検査の組織展開。違法問題について国家関連規定に基づく処理意見の提示。

機関党委員会 は機関、委員会管理国家局および在北京直属部門の党グループ業務を担当する。

退職・休職幹部局 は機関退職・休職幹部業務を担当し、直属部門の退職・休職幹部業務を指導する。

四、人員編成

国家発展と改革委員会の機関行政編成は 1029 名（国家物資備蓄局による編成 68 名、両委員会人員編成 10 名、援助派遣編成 4 名、離退職幹部業務人員編成 116 名）。うち、主任 1 名、副主任 4 名、司局指導職 143 名（秘書長 1 名、副秘書長 3 名、国家物資備蓄局指導職 5 名、離退職幹部局指導職 5 名、機関党委員会専任副書記 3 名、重要プロジェクト査察特派員 18 名を含む）。

五、その他事項

(一) 国家食糧局、国家エネルギー局の管理。

(二) 国家発展と改革委員会と国家エネルギー局の関連職責関係。(1) 国家エネルギー局が立案するエネルギー発展戦略・重要計画・産業政策、および提起するエネルギー体制改革意見は、国家発展と改革委員会による審査後国務院に報告する。(2) 国家エネルギー局は規定権限に基づき国家計画内および年度計画規模内のエネルギー投資プロジェクトを審査・認可し、うち重要プロジェクトは国家発展と改革委員会へ報告し認可される。あるいは国家発展と改革委員会の審査後、国務院へ報告し認可される。エネルギーの中央財政建設資金投資については、国家エネルギー局が意見をまとめて提起し、国家発展と改革委員会へ報告し審査後下達する。(3) 国家エネルギー局が立案する石油戦略備蓄計画および石油戦略備蓄施設項目、ならびに提示する国家石油戦略備蓄保存・流用意見については、国家発展と改革委員会の審査後、国務院へ報告し認可される。(4) 国家エネルギー局が提起するエネルギー製品価格調整意見については、国家発展と改革委員会の審査または認可後、国務院へ報告し認可される。また、国家発展と改革委員会はエネルギー製品の価格調整に関わり、国家エネルギー局の意見を求めるべきものとする。(5) 原子力発電自主化業務は、国家発展と改革委員会の指導の下、国家エネルギー局により実施される。

(三) 国家物資備蓄局は国家発展と改革委員会管理下の司局レベル機構となり、国家戦略物資備蓄の戦略および規則を立案し、国家戦略物資の保存・利用・流用および日常管理を行う。

(四) 国家発展と改革委員会および商務部は、関連部門とともに外国投資者が国内企業を買取合併するための安全審査部級連合会議制度を制定する。商務部は外国投資者の国内

企業買取合併申請の統一受理を請け負う。うち、安全審査範囲内の買取合併行為は、外国投資者の国内企業買取合併安全審査部級聯合会議により安全審査が行われる。新增固定資産投資については、国家固定資産投資管理規定に基づき手続きを行う。重要安全事項については部級聯合会議が開かれ審議される。

(五) 国家発展と改革委員会は、重要工業製品・原材料・重要農産物の輸出入総量計画の編成を担当し、商務部は国家発展と改革委員会が確定する総量計画内での組織実行を請け負う。食糧・綿花・石炭については国家発展と改革委員会と商務部が共同で輸出入総量計画内で分配と関連政策調整を行う。

(六) 「外商投資産業指導目録」は、国家発展と改革委員会と商務部等部門が共同でこれを立案し、国家発展と改革委員会と商務部が共同で公布する。

(七) 国家発展と改革委員会、財政部、中国人民銀行等部門が健全な調整合体を構築、各部門がそれぞれ職責を尽くして相互に協力し、国家発展計画・産業政策のマクロコントロールにおける誘導作用を発揮、財税・貨幣政策を総合運用し、よりよいマクロコントロール体制を形成、マクロコントロールのレベルを引き上げる。

(八) 中国機電設備入札センター、中国機電プラントサービスセンター、中小企業対外合作協調センター（対外的には中国中小企業対外合作協調センターと称す）が工業・情報化部管理下へ分配される。国家石油備蓄センターが国家エネルギー局管理下へ分配される。その他、所属事業部門の設定、職責および編成事項は別に制定される。

六、附則

本規定は、中央機構編成委員会弁公室により解釈され、その調整は中央機構編成委員会弁公室により規定に基づき順次処理される。

以上